国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和７年９月 30 日
厚生労働省
年金局企業年金・個人年金課

国民年金基金規則等の一部を改正する省令案について、令和７年８月 13 日（水）から同年９月 12 日（金）まで御意見を募集したところ、２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	現在「ＤＢ制度等における手続について、現在書面の交付で対応することとされている手続についてオンラインでの対応が可能となるよう改正を行う。」とされているところではあるが、確定拠出年金制度（ＤＣ制度）も対象としていただきたい。 ＤＢ制度に限らずＤＣ制度においても、規約の申請について印刷物の発送で対応しているため、印刷・郵送コスト（厚生局は　書類保管コスト）が発生することから、システム構築でのファイルアップロードによる受付や窓口・代表アドレスへのメール送信による受付など、オンラインでの申請に対応いただきたい。	いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。

	また同様に、茲許事業主からの要望・照会も出ていることから、同意書の電子署名についても認めていただきたい。事業主によっては、社内の手続きを全て電子化対応している先もあり、少なくとも運営管理機関ほか第三者の関与しない同意書については、電子化を許容することが望まれる。もし電子証明書の利用に条件が付されるのであれば、Q&A 等で取扱い方法を明確にしていただきたい。	
２	「国民・民間事業者等から行政機関に対する申請等である手続について、書面の交付だけではなくオンラインでも対応可能となるよう改正を行う。」及び「ＤＢ制度等における手続について、現在書面の交付で対応することとされている手続についてオンラインでの対応が可能となるよう改正を行う。」との記載について、ＤＢの新設や規約変更時の厚労省（当局）あて申請手続のオンライン化拡充については今般の対象には含まれていないという認識でよいか。認識に相違ない場合、現在、書面の交付や署名を前提としている申請手続き（一部手続きについては e-Gov を用いた手続きも可能）について、メールでの提出も可能とする等、オンライン化がさらに拡充されるよう要請する。	ご認識のとおりです。 ご要請についてはご意見として今後の参考とさせていただきます。

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。